

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人深谷藤沢福社会（以下「本会」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額13,000円以内を支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。
2 評議員が評議員会出席以外で職務を行ったときは、前項の規定に準じて報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。
2 評議員が評議員会出席以外で職務を行ったときは、前項の規定に準じて旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。